２０２１年4月２７日

新設分割にかかる事前開示書面
（会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条に基づく開示事項）

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

当社は，２０２１年４月２７日付で作成した新設分割計画書に基づき，２０２１年６月１日を効力発生日として，当社のグッズ・EC 事業（以下「**本事業**」といいます。）を，新たに設立する P2C Studio 株式会社（以下「**新会社**」といいます。）に承継させる新設分割（以下「**本分割**」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関し，会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条の規定に基づき，下記のとおり開示いたします。

記

１　新設分割計画の内容

添付の「新設分割計画書」のとおりです。

２　新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は，本分割に際して普通株式１５万株を発行し，その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については，当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため，任意に定めることができると考えられるところ，新会社が承継する資産等の事情を考慮し，上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（２）資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は，新会社の資本金及び準備金の額を，新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で，機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から，会社計算規則に従い，別紙「新設分割計画書」第５項記載のとおりとすることにいたしました。 当社は，当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4　効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

別紙「債務の履行見込みについて」のとおりです。

以上

新設分割計画書

この新設分割計画書（以下「**本分割計画書**」という。）は，UUUM 株式会社（以下「**当社**」という。）が，グッズ・EC 事業を新設会社 P2C Studio 株式会社（以下「**新会社**」という。）に承継させるため新設分割（以下「**本分割**」という。）をなすにあたり，その分割計画の内容を定めるものである。

1　新会社の概要

新会社の本店所在地は，東京都港区赤坂九丁目７番１号とし，新会社の目的，商号，発行可能株式総数，その他定款で定める事項は，別紙「定款」記載のとおりとする。

2　新会社の設立時取締役等の氏名

（１）新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役　重本 隆之，大道 友樹，梅景 匡之

（以上３名）

（２）新会社の取締役の報酬額は，各月額５００万円以内とし，具体的な報酬額は株主総会の決議によって定める。なお，取締役の報酬額には，使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

3　新会社が当社から承継する権利義務に関する事項

新会社は，分割に際し，別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産，債務，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務を当社より承継する。ただし，雇用契約に関しては，新会社は当社よりこれを承継しないものとする。

当社は，本事業に係る権利義務のうち，その債務の全てに関して，重畳的債務引受の方法により，引き続き債務者としての地位を有するものとする。

4　新会社が交付する株式の数等

新会社は，本分割により当社より承継する資産，債務，雇用契約，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務の全部に代わる対価として，新会社普通株式１５万株を発行し，当社にその全株式を割り当てる。なお，新会社は本分割時点において，種類株式を発行しない。

5　新会社の資本金等

新会社の設立の際における資本金，資本準備金，利益準備金及び任意積立金その他留保

利益は，次のとおりとする。

（1）資本金	1,０００万円
（2）資本準備金	1億4,1３９万6,７０５円
（3）利益準備金	0円
（4）任意積立金その他の留保利益	0円

6　効力発生日

本分割の効力発生日は２０２１年6月1日とする。ただし，手続の進行上必要のあるときは，当社の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

7　競業避止義務

当社は前項の効力発生日（当社の取締役会にその変更が承認された場合は，当該日。以下同じ。）以降においても，会社法第２１条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする

8　条件の変更

本分割契約書作成以降，第６項の効力発生日までの間に，法令により定められた関係官庁の承認等が得られないとき，又は天災事変その他の事由により，本分割の対象となる資産，権利義務等に重大な変動が生じたときは，当社は取締役会の承認により，必要に応じて本分割の内容を変更し，又は本分割を中止することができる。

9　規定外の事項

本分割計画書に定めるもののほか，本分割計画に関し必要な事項は，本分割の趣旨にしたがって，当社がこれを決定することができる。

以上

２０２１年4月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
ＵＵＵM株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙 1

定　　款

P2C Studio 株式会社

別紙 1

定　　款

第 1 章　総　　則

（商　　号）
第 1 条　当会社は，P2C Studio 株式会社と称する。

（目　　的）
第 2 条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
1.インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
2.インターネットによるホームページの企画，制作及び運営
3.動画投稿者，芸能タレント，音楽家などの育成及びマネージメント
4.動画の企画，制作及び販売
5.著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的財産権の取得，譲渡，使用許諾及び管理業務
6.日用品雑貨，スポーツ用品，衣料，衣料雑貨品，食器，食品，文房具，家庭用電気製品，
装身具，貴金属，鞄等の販売
7.キャラクター商品の企画，制作及び販売
8.雑誌・書籍等印刷物の企画，編集，出版及び販売
9.広告の企画及び制作
10.広告代理店業務
11.イベントの企画及び運営
12.テレビ・ラジオ番組の企画，制作，運営及びこれらの請負
13.音声・映像の収録スタジオの運営及び収録作業の請負
14.前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
15. 音楽著作権の管理
16. 音楽著作物の利用の開発
17. コンパクトディスク，ビデオなどの原盤の企画・製作
18. 楽譜の出版
19. 有価証券の売買，市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
20. 会社の合併，営業譲渡，株式譲渡及び企業提携の斡旋
21. 経営及び投資に関するコンサルティング業務
22. 投資事業組合財産の運用及び管理
23. 融資及び融資の斡旋，保証ならびに代行業務
24. 生命保険の募集に関する業務
25. 金融商品仲介業
26. 資産管理業

27. 内外有価証券などの金融資産に関する投資助言業務及び投資一任業務
28. 資産運用及び管理に関する情報の提供，コンサルティング
29. 不動産の売買，賃貸，仲介，管理及び鑑定
30. コンピュータ，その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画，開発，設計，製造，販売，賃貸並びに輸出入業務
31. 玩具，遊戯用具の企画，設計，製造，販売及び輸出入業務
32. 通信販売業
33. 市場調査，市場分析，広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティングに関する業務，コンサルティング業
34. CD，DVD，ミュージックテープ，ビデオ等の原盤の企画，制作，販売及び輸出入業務
35. レストランの経営並びに経営コンサルタント
36. 各種研修，講習会，スクール等の企画，運営
37. 古物の売買
38. 音楽，映画，演劇，演芸，講演の制作およびその請負と興行ならびにその施設の運営，請負
39. 海外の芸能タレント，音楽家，映画監督，脚本家，演出家，スポーツ選手，文化人等の招聘
40. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は，本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）
第 4 条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 5 条　当会社の発行可能株式総数は，６０万株とする。

（株券の不発行）
第 6 条　当会社の株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡によって取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第 8 条　当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者

に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第　９　条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，当会社所定の書式による請求書に，その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。ただし，法令に別段の定めがある場合には，株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１０条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手　数　料）

第１１条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基　準　日）

第１２条　当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，当該基準日後に，株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは，取締役の過半数の決定により，臨時に基準日を定めることができる。

３　前項の場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届け出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも，その事項につき，同様とする。

（募集株式の発行）
第１４条　募集株式の発行に必要な事項の決定は，会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によってする。
２　前項の規定にかかわらず，会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によって，募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。
３　株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には，募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は，取締役の過半数の決定により定めることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）
第１５条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。
２　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。
３　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合には，会日の２週間前までに発するものとする。

（招集手続の省略）
第１６条　株主総会は，その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き，招集手続を経ることなく開催することができる。

（議　　長）
第１７条　株主総会の議長は，社長がこれに当たる。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれに代わる。

（決　　議）
第１８条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）
第１９条　株主総会の決議の目的たる事項について，取締役又は株主から提案があった場合において，その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が，書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは，その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
２　前項の場合には，株主総会の決議があったものとみなされた日から１０年間，同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

（議決権の代理行使）
第２０条　株主又はその法定代理人は，他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は，株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
２　株主は，前項の代理権を２名以上の者に行使させてはならない。

（株主総会議事録）
第２１条　株主総会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成し，株主総会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）
第２２条　当会社の取締役は，１名以上とする。

（取締役の選任）
第２３条　取締役は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。
２　取締役の選任は，累積投票によらない。

（取締役の任期）
第２４条　取締役の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
２　補欠又は増員で選任された取締役の任期は，前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）
第２５条　取締役を複数置くときは，株主総会の決議によって代表取締役１名以上を定める。

２　株主総会はその決議によって取締役の中から取締役社長を１名選定するものとし，必要に応じて，取締役の中から取締役会長，取締役副社長，専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。
３　取締役１名のときは，当該取締役を社長とする。

（親会社等への報告）
第２６条　当会社は，当会社における重要な業務執行の決定及び業務執行等にのうち，UUUM 株式会社が定めた事項に関して，当該業務執行の決定等から遅滞なく，これを UUUM 株式会社に対して報告しなければならない。
２　当会社は，前項に定める他，UUUM 株式会社から求められた場合，同社に対して経営に関する情報，事業に関する情報，会計，財務に関する情報その他 UUUM 株式会社が報告を求める情報を遅滞なく報告しなければならない。

（取締役の報酬等）
第２７条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章　計　　算

（事業年度）
第２８条　当会社の事業年度は，毎年６月１日から翌年５月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第２９条　当会社は，株主総会の決議によって，毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して，剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の除斥期間）
第３０条　剰余金の配当が，支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章　附　　則

（最初の事業年度）
第３１条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から２０２２年５月３１日までとする。

別紙１

（設立時取締役）
第３２条　当会社の設立時取締役は，次のとおりとする。
設立時取締役　重本　隆之
設立時取締役　大道　友樹
設立時取締役　梅景　匡之

（設立時代表取締役）
第３３条　当会社の設立時代表取締役は，次のとおりとする。
設立時代表取締役（社長）　重本　隆之
設立時代表取締役（副社長）　大道　友樹

（株式の割り当て）
第３４条　当会社の設立時発行株式の全てとして新設分割株式会社が割当てを受ける設立時発行株式の数は，次のとおりである。

東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社
普通株式　１５万株

（定款に定めのない事項）
第３５条　この定款に定めのない事項については，すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上，東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社のグッズ・EC 事業につき有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき，この定款を作成する。

２０２１年４月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙２

承継権利義務明細表

１　資産，債務及び権利義務

P2C Studio 株式会社は，本書に別途定めるものを除き，当社から本事業に属する資産，債務，及び権利義務の一切を承継し，その明細は次のとおりとする。

なお，対象資産及び対象債務等の評価は，２０２１年３月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし，これに本分割の効力発生日までの増減を加除したものを本分割の承継対象とする。

（１）資産（本事業に関する一切の資産）及び債務

資産		債務（負債）	
項目	帳簿価額(千円)	項目	帳簿価額(千円)
流動資産 ・現預金 ・棚卸資産	119,438	流動負債	―
固定資産 ・ソフトウェア （Shopify）	33,099	固定負債	―
合計	152,538	合計	―

本分割の効力発生時までに生じた既発生の債権及び債務に関しては，本分割の対象とはせず，P2C Studio 株式会社には承継されない。

（２）承継する契約上の地位

本事業に関する一切の契約上の地位

（３）その他

本事業に属する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権

２　労働契約上の権利義務

本分割において，当社と従業員との雇用契約は，新会社に承継しない。

以上

別紙３

債務の履行見込について

２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」に基づく会社分割（以下「**本分割**」という。）が行われた後の新設分割会社である UUUM 株式会社及び新設分割設立会社である P2C Studio 株式会社が各々負担する債務について，その履行期時点における履行の見込みについて以下により確認を行っている。

１　UUUM 株式会社について

（１）UUUM 株式会社の本分割後に残存する資産の価格及び債務額

UUUM株式会社が本分割後に有しあるいは負担する資産の価格及び債務額の見込みは，概要次のようになっている。

①資産　　9,266,274 千円

②債務　　5,841,934 千円

（２）UUUM 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

UUUM 株式会社における将来の資産，負債の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。なお，作成に際しては，資産の評価等一般に公正妥当と認められる会計処理を行っている。また，いわゆる偶発債務については現時点において債務として確認すべきものはない。

①２０２２年５月期

・資産　　10,192,901 千円

・債務　　6,426,128 千円

②２０２３年５月期

・資産　　11,212,192 千円

・債務　　7,068,741 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

２　P2C Studio 株式会社について

（１）P2C Studio 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額

P2C Studio 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額の見込みは，２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり，

概要次のようになっている（簿価評価。以下同じ。）。

①承継資産　　152,538 千円

②承継債務　　―　千円

（２）P2C Studio 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

P2C Studio 株式会社における将来の資産，債務の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割設立会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。

①２０２２年５月期

・資産　　582,025 千円

・債務　　304,897 千円

②２０２３年５月期

・資産　1,353,800 千円

・債務　　631,839 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割設立会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

以上

２０２１年4月２７日

新設分割にかかる事前開示書面
（会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条に基づく開示事項）

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

当社は，２０２１年４月２７日付で作成した新設分割計画書に基づき，２０２１年６月１日を効力発生日として，当社の UUUM GOLF 事業（以下「**本事業**」といいます。）を，新たに設立する UUUM GOLF 株式会社（以下「**新会社**」といいます。）に承継させる新設分割（以下「**本分割**」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関し，会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条の規定に基づき，下記のとおり開示いたします。

記

１　新設分割計画の内容

添付の「新設分割計画書」のとおりです。

２　新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は，本分割に際して普通株式１万７,０００株を発行し，その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については，当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため，任意に定めることができると考えられるところ，新会社が承継する資産等の事情を考慮し，上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（２）資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は，新会社の資本金及び準備金の額を，新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で，機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から，会社計算規則に従い，別紙「新設分割計画書」第５項記載のとおりとすることにいたしました。 当社は，当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4　効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

別紙「債務の履行見込みについて」のとおりです。

以上

新設分割計画書

この新設分割計画書（以下「**本分割計画書**」という。）は，UUUM 株式会社（以下「**当社**」という。）が，UUUM GOLF 事業（以下「**本事業**」という。）を新設会社 UUUM GOLF 株式会社（以下「**新会社**」という。）に承継させるため新設分割（以下「**本分割**」という。）をなすにあたり，その分割計画の内容を定めるものである。

1　新会社の概要

新会社の本店所在地は，東京都港区赤坂九丁目７番１号とし，新会社の目的，商号，発行可能株式総数，その他定款で定める事項は，別紙「定款」記載のとおりとする。

2　新会社の設立時取締役等の氏名

（１）新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役　鎌田 和樹，築比地 敬一，梅景 匡之

（以上３名）

（２）新会社の取締役の報酬額は，各月額５００万円以内とし，具体的な報酬額は株主総会の決議によって定める。なお，取締役の報酬額には，使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

3　新会社が当社から承継する権利義務に関する事項

新会社は，分割に際し，別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産，債務，雇用契約，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務を当社より承継する。

当社は，本事業に係る権利義務のうち，その債務の全てに関して，重畳的債務引受の方法により，引き続き債務者としての地位を有するものとする。

4　新会社が交付する株式の数等

新会社は，本分割により当社より承継する資産，債務，雇用契約，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務の全部に代わる対価として，新会社普通株式１万７,０００株を発行し，当社にその全株式を割り当てる。なお，新会社は本分割時点において，種類株式を発行しない。

5　新会社の資本金等

新会社の設立の際における資本金，資本準備金，利益準備金及び任意積立金その他留保利益は，次のとおりとする。

（1）資本金　　1,０００万円
（2）資本準備金　　７０７万6,９８１円
（3）利益準備金　　0円
（4）任意積立金その他の留保利益　　0円

6　効力発生日

本分割の効力発生日は２０２１年6月1日とする。ただし，手続の進行上必要のあるときは，当社の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

7　競業避止義務

当社は前項の効力発生日（当社の取締役会にその変更が承認された場合は，当該日。以下同じ。）以降においても，会社法第２１条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする

8　条件の変更

本分割契約書作成以降，第６項の効力発生日までの間に，法令により定められた関係官庁の承認等が得られないとき，又は天災事変その他の事由により，本分割の対象となる資産，権利義務等に重大な変動が生じたときは，当社は取締役会の承認により，必要に応じて本分割の内容を変更し，又は本分割を中止することができる。

9　規定外の事項

本分割計画書に定めるもののほか，本分割計画に関し必要な事項は，本分割の趣旨にしたがって，当社がこれを決定することができる。

以上

２０２１年4月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
ＵＵＵM株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙 1

定　　款

UUUM GOLF 株式会社

別紙 1

定　　款

第 1 章　総　　則

（商　　号）
第 1 条　当会社は，UUUM GOLF 株式会社と称する。

（目　　的）
第 2 条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
1.インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
2.インターネットによるホームページの企画，制作及び運営
3.動画投稿者，芸能タレント，音楽家などの育成及びマネージメント
4.動画の企画，制作及び販売
5.著作権・著作隣接権・商標権・意匠権等知的財産権の取得，譲渡，使用許諾及び管理業務
6.日用品雑貨，スポーツ用品，衣料，衣料雑貨品，食器，食品，文房具，家庭用電気製品，装身具，貴金属，鞄等の販売
7.キャラクター商品の企画，制作及び販売
8.雑誌・書籍等印刷物の企画，編集，出版及び販売
9.広告の企画及び制作
10.広告代理店業務
11.イベントの企画及び運営
12.テレビ・ラジオ番組の企画，制作，運営及びこれらの請負
13.音声・映像の収録スタジオの運営及び収録作業の請負
14.前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
15. 音楽著作権の管理
16. 音楽著作物の利用の開発
17. コンパクトディスク，ビデオなどの原盤の企画・製作
18. 楽譜の出版
19. 有価証券の売買，市場デリバティブ取引又は外国市場デリバティブ取引
20. 会社の合併，営業譲渡，株式譲渡及び企業提携の斡旋
21. 経営及び投資に関するコンサルティング業務
22. 投資事業組合財産の運用及び管理
23. 融資及び融資の斡旋，保証ならびに代行業務
24. 生命保険の募集に関する業務
25. 金融商品仲介業
26. 資産管理業
27. 内外有価証券などの金融資産に関する投資助言業務及び投資一任業務

28. 資産運用及び管理に関する情報の提供，コンサルティング
29. 不動産の売買，賃貸，仲介，管理及び鑑定
30. コンピュータ，その周辺機器・関連機器及びそのソフトウェアの企画，開発，設計，製造，販売，賃貸並びに輸出入業務
31. 玩具，遊戯用具の企画，設計，製造，販売及び輸出入業務
32. 通信販売業
33. 市場調査，市場分析，広告調査等のリサーチ業及び各種マーケティングに関する業務，コンサルティング業
34. CD，DVD，ミュージックテープ，ビデオ等の原盤の企画，制作，販売及び輸出入業務
35. レストランの経営並びに経営コンサルタント
36. 各種研修，講習会，スクール等の企画，運営
37. 古物の売買
38. 音楽，映画，演劇，演芸，講演の制作およびその請負と興行ならびにその施設の運営，請負
39. 海外の芸能タレント，音楽家，映画監督，脚本家，演出家，スポーツ選手，文化人等の招聘
40. 前各号に附帯関連する一切の業務

（本店の所在地）
第 3 条　当会社は，本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）
第 4 条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第2章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 5 条　当会社の発行可能株式総数は，６万８,０００株とする。

（株券の不発行）
第 6 条　当会社の株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第 7 条　当会社の株式を譲渡によって取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第 8 条　当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

別紙１

（株主名簿記載事項の記載の請求）

第　９　条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，当会社所定の書式による請求書に，その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。ただし，法令に別段の定めがある場合には，株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）

第１０条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手　数　料）

第１１条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基　準　日）

第１２条　当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，当該基準日後に，株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。

２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは，取締役の過半数の決定により，臨時に基準日を定めることができる。

３　前項の場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届け出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも，その事項につき，同様とする。

（募集株式の発行）

第１４条　募集株式の発行に必要な事項の決定は，会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によってする。

２　前項の規定にかかわらず，会社法第３０９条第２項に定める株主総

会の決議によって，募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

３　株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には，募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は，取締役の過半数の決定により定めることができる。

第３章　株　主　総　会

（招　　集）

第１５条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。

３　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合には，会日の２週間前までに発するものとする。

（招集手続の省略）

第１６条　株主総会は，その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き，招集手続を経ることなく開催することができる。

（議　　長）

第１７条　株主総会の議長は，社長がこれに当たる。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれに代わる。

（決　　議）

第１８条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）

第１９条　株主総会の決議の目的たる事項について，取締役又は株主から提案があった場合において，その事項につき議決権を行使することがで

きるすべての株主が，書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは，その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。

２　前項の場合には，株主総会の決議があったものとみなされた日から１０年間，同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

（議決権の代理行使）

第２０条　株主又はその法定代理人は，他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は，株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。

２　株主は，前項の代理権を２名以上の者に行使させてはならない。

（株主総会議事録）

第２１条　株主総会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成し，株主総会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）

第２２条　当会社の取締役は，１名以上とする。

（取締役の選任）

第２３条　取締役は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。

２　取締役の選任は，累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２４条　取締役の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員で選任された取締役の任期は，前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２５条　取締役を複数置くときは，株主総会の決議によって代表取締役１名以上を定める。

２　株主総会はその決議によって取締役の中から取締役社長を１名選定するものとし，必要に応じて，取締役の中から取締役会長，取締役副社長，専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができ

る。
３　取締役１名のときは，当該取締役を社長とする。

（親会社等への報告）
第２６条　当会社は，当会社における重要な業務執行の決定及び業務執行等のうち，UUUM 株式会社が定めた事項に関して，当該業務執行の決定等から遅滞なく，これを UUUM 株式会社に対して報告しなければならない。
２　当会社は，前項に定める他，UUUM 株式会社から求められた場合，同社に対して経営に関する情報，事業に関する情報，会計，財務に関する情報その他 UUUM 株式会社が報告を求める情報を遅滞なく報告しなければならない。

（取締役の報酬等）
第２７条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章　計　　算

（事業年度）
第２８条　当会社の事業年度は，毎年６月１日から翌年５月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）
第２９条　当会社は，株主総会の決議によって，毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して，剰余金の配当を行う。

（剰余金の配当の除斥期間）
第３０条　剰余金の配当が，支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章　附　　則

（最初の事業年度）
第３１条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から２０２２年５月３１日までとする。

（設立時取締役）
第３２条　当会社の設立時取締役は，次のとおりとする。
設立時取締役　鎌田　和樹

別紙１

設立時取締役　築比地　敬一
設立時取締役　梅景　匡之

（設立時代表取締役）
第３３条　当会社の設立時代表取締役は，次のとおりとする。
設立時代表取締役（社長）　　鎌田　和樹
設立時代表取締役（副社長）　築比地　敬一

（株式の割り当て）
第３４条　当会社の設立時発行株式の全てとして新設分割株式会社が割当てを受ける設立時発行株式の数は，次のとおりである。

東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社
普通株式　１万７,０００株

（定款に定めのない事項）
第３５条　この定款に定めのない事項については，すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上，東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社の UUUM GOLF 事業につき有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき，この定款を作成する。

２０２１年４月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙２

承継権利義務明細表

１　資産，債務及び権利義務

UUUM GOLF 株式会社は，本書に別途定めるものを除き，当社から本事業に属する資産，債務，及び権利義務の一切を承継し，その明細は次のとおりとする。

なお，対象資産及び対象債務等の評価は，２０２１年３月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし，これに本分割の効力発生日までの増減を加除したものを本分割の承継対象とする。

（１）資産（本事業に関する一切の資産）及び債務

資産		債務（負債）	
項目	帳簿価額(千円)	項目	帳簿価額(千円)
流動資産 ・現預金 ・仕掛品 ・前払費用	17,306	流動負債	―
固定資産 ・有形固定資産	1,069	固定負債	―
合計	18,375	合計	―

本分割の効力発生時までに生じた既発生の債権及び債務に関しては，本分割の対象とはせず，UUUM GOLF 株式会社には承継されない。

（２）承継する契約上の地位

本事業に関する一切の契約上の地位

（３）その他

本事業に属する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権

２　労働契約上の権利義務

本分割において，当社と従業員との雇用契約は，新会社に承継しない。

以上

別紙３

債務の履行見込について

２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」に基づく会社分割（以下「**本分割**」という。）が行われた後の新設分割会社である UUUM 株式会社及び新設分割設立会社である UUUM GOLF 株式会社が各々負担する債務について，その履行期時点における履行の見込みについて以下により確認を行っている。

１　UUUM 株式会社について

（１）UUUM 株式会社の本分割後に残存する資産の価格及び債務額

UUUM株式会社が本分割後に有しあるいは負担する資産の価格及び債務額の見込みは，概要次のようになっている。

①資産　　9,266,274 千円

②債務　　5,841,934 千円

（２）UUUM 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

UUUM 株式会社における将来の資産，負債の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。なお，作成に際しては，資産の評価等一般に公正妥当と認められる会計処理を行っている。また，いわゆる偶発債務については現時点において債務として確認すべきものはない。

①２０２２年５月期

・資産　　10,192,901 千円

・債務　　6,426,128 千円

②２０２３年５月期

・資産　　11,212,192 千円

・債務　　7,068,741 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

２　UUUM GOLF 株式会社について

（１）UUUM GOLF 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額

UUUM GOLF 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額の見込みは，２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり，

概要次のようになっている（簿価評価。以下同じ。）。

①承継資産　　18,375 千円

②承継債務　　―　千円

（２）UUUM GOLF 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

UUUM GOLF 株式会社における将来の資産，債務の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割設立会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。

①２０２２年５月期

・資産　　77,387 千円

・債務　　37,443 千円

②２０２３年５月期

・資産　　105,201 千円

・債務　　46,268 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割設立会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

以上

２０２１年4月２７日

新設分割にかかる事前開示書面
（会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条に基づく開示事項）

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

当社は，２０２１年４月２７日付で作成した新設分割計画書に基づき，２０２１年６月１日を効力発生日として，当社の FOLLOW ME 事業（以下「**本事業**」といいます。）を，新たに設立する FORO 株式会社（以下「**新会社**」といいます。）に承継させる新設分割（以下「**本分割**」といいます。）を行うことといたしました。

本分割に関し，会社法第８０３条及び会社法施行規則第２０５条の規定に基づき，下記のとおり開示いたします。

記

１　新設分割計画の内容

添付の「新設分割計画書」のとおりです。

２　新設分割の対価に関する定めの相当性に関する事項

（１）交付する株式数の相当性に関する事項

新会社は，本分割に際して普通株式１２万株を発行し，その全てを当社に割り当てます。新会社が発行する株式数については，当社が新会社の発行する全ての株式を取得するため，任意に定めることができると考えられるところ，新会社が承継する資産等の事情を考慮し，上記の株式数が相当であると判断いたしました。

（２）資本金及び資本準備金の額の相当性に関する事項

当社は，新会社の資本金及び準備金の額を，新会社が承継する資産等及び今後の事業活動等の事情を考慮した上で，機動的かつ柔軟な資本政策を実現させる観点から，会社計算規則に従い，別紙「新設分割計画書」第５項記載のとおりとすることにいたしました。 当社は，当該資本金及び資本準備金の額は相当であると判断しております。

３　当社において最終事業年度の末日後に生じた重要な後発事象等の内容

該当すべき事項はありません。

4　効力発生日以後における債務の履行の見込みに関する事項

別紙「債務の履行見込みについて」のとおりです。

以上

新設分割計画書

この新設分割計画書（以下「**本分割計画書**」という。）は，UUUM 株式会社（以下「**当社**」という。）が，FOLLOW ME 事業（以下「**本事業**」という。）を新設会社 FORO 株式会社（以下「**新会社**」という。）に承継させるため新設分割（以下「**本分割**」という。）をなすにあたり，その分割計画の内容を定めるものである。

1　新会社の概要

新会社の本店所在地は，東京都港区赤坂九丁目７番１号とし，新会社の目的，商号，発行可能株式総数，その他定款で定める事項は，別紙「定款」記載のとおりとする。

2　新会社の設立時取締役等の氏名

（１）新会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役　鎌田 和樹，René　Paulesich

（以上２名）

（２）新会社の取締役の報酬額は，各月額５００万円以内とし，具体的な報酬額は株主総会の決議によって定める。なお，取締役の報酬額には，使用人兼務取締役の使用人分給与は含まない。

3　新会社が当社から承継する権利義務に関する事項

新会社は，分割に際し，別紙「承継権利義務明細表」記載のとおりの資産，債務，雇用契約，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務を当社より承継する。

当社は，本事業に係る権利義務のうち，その債務の全てに関して，重畳的債務引受の方法により，引き続き債務者としての地位を有するものとする。

4　新会社が交付する株式の数等

新会社は，本分割により当社より承継する資産，債務，雇用契約，その他の契約及びその他の本事業に係る権利義務の全部に代わる対価として，新会社普通株式１２万株を発行し，当社にその全株式を割り当てる。なお，新会社は本分割時点において，種類株式を発行しない。

5　新会社の資本金等

新会社の設立の際における資本金，資本準備金，利益準備金及び任意積立金その他留保利益は，次のとおりとする。

（1）資本金　　1,０００万円
（2）資本準備金　　1億1,０００万円
（3）利益準備金　　0円
（4）任意積立金その他の留保利益　　0円

6　効力発生日

本分割の効力発生日は２０２１年6月1日とする。ただし，手続の進行上必要のあるときは，当社の取締役会の承認を得てこれを変更することができる。

7　競業避止義務

当社は前項の効力発生日（当社の取締役会にその変更が承認された場合は，当該日。以下同じ。）以降においても，会社法第２１条第１項に定める競業避止義務を負わないものとする

8　条件の変更

本分割契約書作成以降，第６項の効力発生日までの間に，法令により定められた関係官庁の承認等が得られないとき，又は天災事変その他の事由により，本分割の対象となる資産，権利義務等に重大な変動が生じたときは，当社は取締役会の承認により，必要に応じて本分割の内容を変更し，又は本分割を中止することができる。

9　規定外の事項

本分割計画書に定めるもののほか，本分割計画に関し必要な事項は，本分割の趣旨にしたがって，当社がこれを決定することができる。

以上

２０２１年4月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
ＵＵＵM株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙 1

定　　款

FORO 株式会社

別紙１

定　　款

第１章　総　　則

（商　　号）
第 １ 条　当会社は，FORO 株式会社と称する。

（目　　的）
第 ２ 条　当会社は，次の事業を営むことを目的とする。
1. ソーシャルメディアプラットフォームの開発及び運営
2. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売
3. インターネットによる広告業務及び番組配信
4. 通信システムによる情報、画像、楽曲の収集、配信、処理及び販売並びにそれに係る機器及び装置類の販売
5. タレント、モデル、アーティスト、スポーツ選手のマネージメント、育成及び肖像権管理
6. マーケティング・リサーチ及び経営情報の調査、収集及び提供
7. 情報通信及びインターネット関連事業への投資並びにこれら企業の合併、提携、営業権、有価証券の譲渡に関するコンサルティング、仲介、斡旋に関する業務
8. NFT（non fungible-token）の発行、売買などを行うマーケットプレイスの開発及び運営
9. デジタルコンテンツの販売
10. 各種アプリケーションソフトの企画、開発、制作、配信、管理、運営及び販売
11. 前各号に付帯する一切の業務

（本店の所在地）
第 ３ 条　当会社は，本店を東京都港区に置く。

（公告の方法）
第 ４ 条　当会社の公告は，官報に掲載してする。

第２章　株　　式

（発行可能株式総数）
第 ５ 条　当会社の発行可能株式総数は，４８万株とする。

別紙１

（株券の不発行）
第　６　条　当会社の株式については，株券を発行しない。

（株式の譲渡制限）
第　７　条　当会社の株式を譲渡によって取得するには，株主総会の承認を受けなければならない。

（相続人等に対する株式の売渡し請求）
第　８　条　当会社は，相続その他の一般承継により当会社の株式を取得した者に対し，当該株式を当会社に売り渡すことを請求することができる。

（株主名簿記載事項の記載の請求）
第　９　条　株式取得者が株主名簿記載事項を株主名簿に記載又は記録することを請求するには，当会社所定の書式による請求書に，その取得した株式の株主として株主名簿に記載若しくは記録された者又はその相続人その他の一般承継人及び株式取得者が署名又は記名押印し，共同して請求しなければならない。ただし，法令に別段の定めがある場合には，株式取得者が単独で請求することができる。

（質権の登録及び信託財産の表示）
第１０条　当会社の株式につき質権の登録又は信託財産の表示を請求するには，当会社所定の書式による請求書に当事者が署名又は記名押印して提出しなければならない。その登録又は表示の抹消についても同様とする。

（手　数　料）
第１１条　前２条に定める請求をする場合には，当会社所定の手数料を支払わなければならない。

（基　準　日）
第１２条　当会社は，毎事業年度末日の最終の株主名簿に記載又は記録された議決権を有する株主（以下「基準日株主」という。）をもって，その事業年度に関する定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。ただし，当該基準日株主の権利を害しない場合には，当会社は，当該基準日後に，株式を取得した者の全部又は一部を，当該定時株主総会において権利を行使することができる株主と定めることができる。
２　前項のほか，株主又は登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するため必要があるときは，取締役の過半数の決定により，臨時に基準日を定めることができる。

３　前項の場合には，その日を２週間前までに公告するものとする。

（株主の住所等の届け出）

第１３条　当会社の株主及び登録株式質権者又はその法定代理人若しくは代表者は，当会社所定の書式により，その氏名又は名称及び住所並びに印鑑を当会社に届け出なければならない。届出事項等に変更を生じたときも，その事項につき，同様とする。

（募集株式の発行）

第１４条　募集株式の発行に必要な事項の決定は，会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によってする。

２　前項の規定にかかわらず，会社法第３０９条第２項に定める株主総会の決議によって，募集株式の数の上限及び払込金額の下限を定めて募集事項の決定を取締役に委任することができる。

３　株主に株式の割当てを受ける権利を与える場合には，募集事項及び会社法第２０２条第１項各号に掲げる事項は，取締役の過半数の決定により定めることができる。

第3章　株　主　総　会

（招　　集）

第１５条　当会社の定時株主総会は，毎事業年度末日の翌日から３か月以内に招集し，臨時株主総会は，その必要がある場合に随時これを招集する。

２　株主総会は，法令に別段の定めがある場合を除き，取締役の過半数の決定により社長がこれを招集する。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれを招集する。

３　株主総会を招集するには，会日より１週間前までに，議決権を有する各株主に対して招集通知を発するものとする。ただし，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合には，会日の２週間前までに発するものとする。

（招集手続の省略）

第１６条　株主総会は，その総会において議決権を行使することができる株主全員の同意があるときは，会社法第２９８条第１項第３号又は第４号に掲げる事項を定めた場合を除き，招集手続を経ることなく開催することができる。

（議　　長）

第１７条　株主総会の議長は，社長がこれに当たる。社長に事故があるときは，あらかじめ定めた順序により，他の取締役がこれに代わる。

（決　　議）
第１８条　株主総会の決議は，法令又は定款に別段の定めがある場合を除き，出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。
２　会社法第３０９条第２項に定める決議は，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，出席した当該株主の議決権の３分の２以上に当たる多数をもって行う。

（株主総会の決議の省略）
第１９条　株主総会の決議の目的たる事項について，取締役又は株主から提案があった場合において，その事項につき議決権を行使することができるすべての株主が，書面又は電磁的記録によってその提案に同意したときは，その提案を可決する旨の株主総会の決議があったものとみなす。
２　前項の場合には，株主総会の決議があったものとみなされた日から１０年間，同項の書面又は電磁的記録を当会社の本店に備え置くものとする。

（議決権の代理行使）
第２０条　株主又はその法定代理人は，他の株主を代理人として議決権を行使することができる。この場合は，株主総会ごとに代理権を証明する書面を提出しなければならない。
２　株主は，前項の代理権を２名以上の者に行使させてはならない。

（株主総会議事録）
第２１条　株主総会の議事については，法令で定めるところにより議事録を作成し，株主総会の日から１０年間当会社の本店に備え置くものとする。

第４章　取締役及び代表取締役

（取締役の員数）
第２２条　当会社の取締役は，１名以上とする。

（取締役の選任）
第２３条　取締役は，株主総会において，議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し，その議決権の過半数の決議によって選任する。
２　取締役の選任は，累積投票によらない。

（取締役の任期）

第２４条　取締役の任期は，選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

２　補欠又は増員で選任された取締役の任期は，前任取締役又は他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

（代表取締役及び役付取締役）

第２５条　取締役を複数置くときは，株主総会の決議によって代表取締役１名以上を定める。

２　株主総会はその決議によって取締役の中から取締役社長を１名選定するものとし，必要に応じて，取締役の中から取締役会長，取締役副社長，専務取締役及び常務取締役を各若干名選定することができる。

３　取締役１名のときは，当該取締役を社長とする。

（親会社等への報告）

第２６条　当会社は，当会社における重要な業務執行の決定及び業務執行等にのうち，UUUM 株式会社が定めた事項に関して，当該業務執行の決定等から遅滞なく，これを UUUM 株式会社に対して報告しなければならない。

２　当会社は，前項に定める他，UUUM 株式会社から求められた場合，同社に対して経営に関する情報，事業に関する情報，会計，財務に関する情報その他 UUUM 株式会社が報告を求める情報を遅滞なく報告しなければならない。

（取締役の報酬等）

第２７条　取締役の報酬，賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は，株主総会の決議をもってこれを定める。

第５章　計　　算

（事業年度）

第２８条　当会社の事業年度は，毎年６月１日から翌年５月３１日までの年１期とする。

（剰余金の配当）

第２９条　当会社は，株主総会の決議によって，毎事業年度末日現在における最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対して，剰余金の配当を行う。

別紙１

（剰余金の配当の除斥期間）
第３０条　剰余金の配当が，支払提供の日から満３年を経過しても受領されないときは，当会社はその支払の義務を免れるものとする。

第６章　附　　則

（最初の事業年度）
第３１条　当会社の最初の事業年度は，当会社成立の日から２０２２年５月３１日までとする。

（設立時取締役）
第３２条　当会社の設立時取締役は，次のとおりとする。
設立時取締役　鎌田　和樹
設立時取締役　René　Paulesich

（設立時代表取締役）
第３３条　当会社の設立時代表取締役は，次のとおりとする。
設立時代表取締役（社長）　　鎌田　和樹

（株式の割り当て）
第３４条　当会社の設立時発行株式の全てとして新設分割株式会社が割当てを受ける設立時発行株式の数は，次のとおりである。

東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社
普通株式　１２万株

（定款に定めのない事項）
第３５条　この定款に定めのない事項については，すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上，東京都港区赤坂九丁目７番１号 UUUM 株式会社の FOLLOW ME 事業につき有する権利義務を分割して本会社を設立するにつき，この定款を作成する。

２０２１年４月２７日

東京都港区赤坂九丁目７番１号
UUUM 株式会社
代表取締役　鎌田　和樹

別紙２

承継権利義務明細表

１　資産，債務及び権利義務

FORO 株式会社は，本書に別途定めるものを除き，当社から本事業に属する資産，債務，及び権利義務の一切を承継し，その明細は次のとおりとする。

なお，対象資産及び対象債務等の評価は，２０２１年３月末日現在の貸借対照表その他同日現在の計算を基礎とし，これに本分割の効力発生日までの増減を加除したものを本分割の承継対象とする。

（１）資産（本事業に関する一切の資産）及び債務

資産		債務（負債）	
項目	帳簿価額(千円)	項目	帳簿価額(千円)
流動資産 ・現預金 ・棚卸資産	65,400	流動負債	―
固定資産 ・前払費用 （長期） ・ソフトウェア	56,706	固定負債	―
合計	122,106	合計	―

本分割の効力発生時までに生じた既発生の債権及び債務に関しては，本分割の対象とはせず，FORO 株式会社には承継されない。

（２）承継する契約上の地位

本事業に関する一切の契約上の地位

（３）その他

本事業に属する一切の知的財産権及びノウハウ並びにこれらの使用権及び実施権

２　労働契約上の権利義務

本分割において，当社と従業員との雇用契約は，新会社に承継しない。

以上

別紙３

債務の履行見込について

２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」に基づく会社分割（以下「**本分割**」という。）が行われた後の新設分割会社である UUUM 株式会社及び新設分割設立会社である FORO 株式会社が各々負担する債務について，その履行期時点における履行の見込みについて以下により確認を行っている。

１　UUUM 株式会社について

（１）UUUM 株式会社の本分割後に残存する資産の価格及び債務額

UUUM株式会社が本分割後に有しあるいは負担する資産の価格及び債務額の見込みは，概要次のようになっている。

①資産　　9,266,274 千円

②債務　　5,841,934 千円

（２）UUUM 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

UUUM 株式会社における将来の資産，負債の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。なお，作成に際しては，資産の評価等一般に公正妥当と認められる会計処理を行っている。また，いわゆる偶発債務については現時点において債務として確認すべきものはない。

①２０２２年５月期

・資産　　10,192,901 千円

・債務　　6,426,128 千円

②２０２３年５月期

・資産　　11,212,192 千円

・債務　　7,068,741 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

２　FORO 株式会社について

（１）FORO 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額

FORO 株式会社が本分割により承継する資産の価格及び債務額の見込みは，２０２１年４月２７日付「新設分割計画書」別紙「承継権利義務明細表」記載のとおり，概要

次のようになっている（簿価評価。以下同じ。）。

①承継資産　122,106 千円

②承継債務　　―　千円

（２）FORO 株式会社における将来の資産，債務の変動予測

FORO 株式会社における将来の資産，債務の各期毎の変動予測は，概要次のとおりであり，新設分割設立会社が負担すべき債務の履行に支障を及ぼすような事態は，現在のところ予測されていない。

①２０２２年５月期

・資産　333,044 千円

・債務　33,049 千円

②２０２３年５月期

・資産　927,314 千円

・債務　97,920 千円

（３）履行の見込み

よって本分割後に新設分割設立会社が負担すべき債務について履行の見込みはあると判断している。

以上